主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人元林義治の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件軍事郵便貯金の払戻につきわが国の右貯金関係の法令が適用されるものと解するのが相当であり、また、右貯金の預入後その払戻までに所論のごとき貨幣価値の著しい下落があつたとしても、そのことによつて右貯金額が当然増額修正されるものとすべき現行法上の根拠はなく、被上告人は右貯金払戻当時の貨幣をもつてその債務額を弁済すれば免責されるものと解するのが相当である(最高裁昭和三三年(オ)第五四六号同三六年六月二〇日第三小法廷判決・民集一五巻六号一六〇二頁参照)。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原審の右判断に所論の違法はない。論旨は、違憲をいう部分も含め、ひつきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

慶	宜	野	鹽	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官
進		橋	大	裁判官
次	圭		牧	裁判官